

# 令和4年度地域商業活性化支援事業の効果測定について

## 1. 効果測定の方法

補助金の交付の対象となる事業を実施する団体（以下「補助団体」）は、補助事業の効果測定するため、原則、(1)～(4)のいずれかの方法で効果測定を実施してください。やむを得ない理由がある場合のみ(5)～(8)の方法で実施することができます。

なお、効果測定を実施しなかった場合、補助金は交付されません。

### 原則

#### (1) 来店者数調査（来店者数とは、レジ通過数（購入者数）を指す。）

- ・ 補助事業実施前、実施後の各1日の、団体に所属する各店舗における来店者数を調査する。
- ・ 回答は、補助事業実施前比（減少、変化なし、5%未満増、5%以上～10%未満増、10%以上増）の選択式で行う。
- ・ 別紙、「神戸市地域商業活性化支援事業」の効果測定（来店者数調査）に関するアンケート」参照。

#### (2) 歩行者通行量調査

- ・ 補助事業実施前、実施後の各1日の、歩行者数を調査する。

#### (3) 売上高調査

- ・ 補助事業実施前、実施後各1週間の、団体に所属する各店舗における売上高を調査する。
- ・ 回答は、補助事業実施前比（減少、変化なし、5%未満増、5%以上～10%未満増、10%以上増）の選択式で行う。
- ・ 別紙、「神戸市地域商業活性化支援事業」の効果測定（売上高調査）に関するアンケート」参照。

#### (4) 配達件数調査（宅配事業を実施する場合は必須）

- ・ 補助事業実施前、実施期間中、実施後の配達件数を調査する。

## やむを得ない理由がある場合

### (5) 組合店舗数調査、賛助会員店舗数調査

- ・ 組合員および賛助会員を増やす取り組みのみを行った場合、選択可
- ・ 補助事業実施前、実施後の組合店舗数、賛助会員店舗数を調査する。

### (6) カード会員数調査

- ・ 商店街・小売市場共通カードがある場合のみ、選択可
- ・ 補助事業実施前、実施後のカード会員数を調査する。

### (7) HP、SNS 等閲覧数調査

- ・ HP、SNS に関する取り組みのみを行った場合、選択可
- ・ 補助事業実施前、実施後の HP、SNS 等の閲覧数を調査する。

### (8) その他

- ・ (1)～(7)による効果測定により、事業実施の効果が測定しがたい場合は、申請前に効果測定の方法を市担当者に相談してください。

## 2. 調査の実施時期及び条件

- ・ 調査は、原則、補助事業期間内に実施すること。
- ・ 調査は、補助事業実施日でない平常時に行うこと。
- ・ 調査の条件（平日・休日の別、時間、場所、対象者等）は、補助事業実施の前後で変えないこと。
- ・ すべての補助事業実施前、実施後に行い、比較すること。

(調査の実施時期の例)

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
ハロウィンイベント	事業実施前の調査		↔			事業実施後の調査	
クリスマスイベント					↔		
商店街MAP			↔				

※事業毎に調査を実施する必要はありません。

※3月31日に事業を実施する場合は、翌月の4月5日までに効果測定を実施してください。その場合、4月1日～4月5日の効果測定のために発生する費用は補助対象外です。

### 3. 効果測定結果の報告及び経費

補助団体は、効果測定の結果について、実績報告時に市へ報告してください。

補助事業期間内に発生した効果測定を行うための経費は、補助の対象となります。

※3月31日に事業を実施する場合は、翌月の4月5日までに効果測定を実施してください。その場合、4月1日～4月5日の効果測定のために発生する費用は補助対象外です。

### 4. 既存の調査結果の利用

補助団体が、前年度に効果測定を実施している場合などは、前年度の補助事業実施後の調査結果を、その翌年度の補助事業実施前の調査結果として利用することができます。ただし、事前に市担当者に相談してください。

### 5. 効果測定結果の保存

補助団体は、調査の概要（調査日、時間、場所、対象者、アンケート票等）及び調査結果を記録し、帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類とともに補助金の支出が行われた日の属する年度の翌年度から起算して5年間（クオリティアップ事業については10年間）保存してください。

（問い合わせ先）

神戸市経済観光局商業流通課

住所：〒651-0087

神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館4階

TEL：078-984-0346／FAX：078-984-0345